

議案第125号

港区職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

1 目 的

国家公務員退職手当法の適用を受ける期間業務職員（非常勤職員）に係る退職手当の支給要件の緩和に伴い、地方公務員においても適切な措置を講じるよう示されていることから、港区職員の退職手当に関する条例及び港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を改正します。

2 改正内容

- (1) フルタイム会計年度任用職員等に係る退職手当の支給要件のうち、1か月における必要な勤務日数についての要件を緩和します。

【現行】

常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日数が18日以上あること。

【改正後】

常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日数が18日（1か月の週休日等を除く日数が20日に満たない場合は、20日と当該20日に満たない日数との差に相当する日数を18日から減じた日数（職員みなし日数））以上あること。

<例：令和5年2月（1か月の週休日等を除く日数19日）の場合>

令和5年2月（週休日等を除く日数19日）

日	月	火	水	木	金	土
			1 ①	2 ②	3 ③	4 ④
5	6 ④	7 ⑤	8 ⑥	9 ⑦	10 ⑧	11 ⑨
12	13 ⑩	14 ⑪	15 ⑫	16 ⑬	17 ⑭	18 ⑮
19	20 ⑯	21 ⑰	22 ⑱	23 ⑲	24 ⑳	25 ㉑
26	27 ㉒	28 ㉓				

【職員みなし日数の計算方法】

- (1) 1か月の週休日等を除く日数：19日
(2) 20日と(1)との差に相当する日数：1日（20日－19日）
(3) 18日から(2)を減じた日数：17日（18日－1日）

⇒ 職員みなし日数は17日となり、19日中17日以上勤務で退職手当の支給要件に該当する月となる。

(2) (1) の改正に当たり、港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について、規定を整備します。

3 施行期日

公布の日

港区職員の退職手当に関する条例新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>（支給対象）</p> <p>第二条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第二十号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（同号に規定するフルタイム講師を含む。）及び港区職員の給与に関する条例第十九条第一項に定める給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく区規則その他の規程により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）の数（以下「勤務日数」という。）が十八日（一箇月間の日数（港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号。以下「勤務時間条例」という。）第十八条第一項の規定その他の規程による週休日等（勤務時間条例第四条及び第五条の規定による週休日、勤務時間条例第十条及び</p>	<p>（前略）</p> <p>（支給対象）</p> <p>第二条 退職手当の支給を受ける者は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年港区条例第二十号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（同号に規定するフルタイム講師を含む。）及び港区職員の給与に関する条例第十九条第一項に定める給与を支給される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員等」という。）のうち、常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく区規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。以下同じ。）が十八日以上ある月が引き続いて六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの</p>

第十一条の規定による休日並びに勤務時間条例第十二条第一項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）に相当する日は、算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該二十日に満たない日数との差に相当する日数を減じた日数。以下「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続き六月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているもの

(退職手当の支給)

第三条 (略)

2 前項の規定による場合のほか、前条第三号に掲げる職員その月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が職員みなし日数に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

4 (略)

(中略)

(退職手当の支給)

第三条 (略)

2 前項の規定による場合のほか、前条第三号に掲げる職員その月の勤務日数(常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日に限る。次項において同じ。)が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

3 第一項ただし書の規定にかかわらず、同項第四号に規定する再びフルタイム会計年度任用職員等となつた者のその月の勤務日数が十八日に達しないこととなつたときは、その月の末日において退職したものとみなして退職手当を支給する。

4 (略)

(中略)

(退職手当の調整額)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(現実に職務に従事することを要する日(次に掲げる期間(無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。))以外の期間における休日等及び勤務時間条例第十八条第一項の規定その他の規程による週休日等に相当する日以外の日)をいう。)(のあつた月を除く。)(をいう。

一〜四 (略)

五 自己啓発等休業(地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。第十一条第四項において同じ。)(の期間

六 配偶者同行休業(地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。第十一条第四項において同じ。)(の期間

七 (略)

八 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)(の期間

九 育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律その

(退職手当の調整額)

第十条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の休職月等とは、次に掲げる期間のある月(第一号から第七号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除き、第八号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。)(の期間以外の期間における現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。)(をいう。

一〜四 (略)

五 配偶者同行休業(地方公務員法その他の法律の規定による配偶者同行休業をいう。以下同じ。)(の期間

六 (略)

七 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定による育児休業をいう。以下同じ。)(の期間

八 育児短時間勤務等の期間

他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。第十一条第四項において同じ。）の期間

5～7 (略)

(勤続期間の計算)

第十一条 (略)

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数(第二条第三号に掲げる職員にあつては、引き続きた勤務日数が職員みなし日数以上ある月の月数)による。

3～8 (略)

(中略)

(失業者の退職手当)

第十三条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以外の者が勤務日数が職員みなし日数以上ある月が一月以上あるもの(季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以

5～7 (略)

(勤続期間の計算)

第十一条 (略)

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数(第二条第三号に掲げる職員にあつては、引き続きた常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月の月数)による。

3～8 (略)

(中略)

(失業者の退職手当)

第十三条 (略)

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員又は職員以上の者が常時勤務を要する職員について定められている勤務時間以上勤務した日が十八日以上ある月が一月以上あるもの(季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の

下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

一・二 (略)

3～14 (略)

(後略)

付則

この条例は、公布の日から施行する。

期間を超えて勤務したものに限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除く。

一・二 (略)

3～14 (略)

(後略)

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（令和四年港区条例第四十号）新旧対照表（第二条
関係）

改正案	現行
<p>（前略）</p> <p>第十条第四項中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>五 高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間</p>	<p>（前略）</p> <p>第十条第四項中「第一号から第七号までに掲げる期間のある月にあつては現実に職務に従事することを要する日のある月を除き、第八号に掲げる期間のある月にあつては育児短時間勤務等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）その他の法律の規定による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。以下同じ。）の期間以外の期間における」を削り、「のあつた月を除く」を「次に掲げる期間（無罪の判決が確定した場合における第二号に掲げる期間を除く。）以外の期間における週休日等（港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）第四条及び第五条の規定による週休日、同条例第十条及び第十一条の規定による休日、同条例第十二条第一項の規定により指定された代休日並びにその他の規程によるこれらに相当する日）以外の日を含む。」のあつた月を除く」に改め、同項第八号中「育児短時間勤務等」の下に「（地方公務員の育児休業等に関する法律その他の法律の規定</p>

による育児短時間勤務及び育児短時間勤務の例による短時間勤務をいう。第十一条第四項において同じ。）を加え、同号を同項第十号とし、同項第七号中「地方公務員の育児休業等に関する法律」の下に「（平成三年法律第百十号）」を加え、同号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号中「以下」を「第十一条第四項において」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 高齢者部分休業（地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業及びその他の規程によるこれに相当する休業をいう。）の期間

六 自己啓発等休業（地方公務員法その他の法律の規定による自己啓発等休業をいう。第十一条第四項において同じ。）の期間

（後略）

付則

この条例は、公布の日から施行する。